

## 平成27年労第5号

### 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

### 理 由

#### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

##### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

##### 2 経 過

請求人の次男である亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、建築用資材の土砂の仕入れ及び販売を事業とするA会社（以下「会社」という。）に入社し、同社が経営するB市所在の金券ショップ「C」（以下「本件店舗」という。）の店長として、金券、チケット等の仕入れ販売業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年頃から本件店舗が被災者1人での営業となり、そのため、被災者は長時間労働による疲労に加え、ノルマを達成できなかったこと、新規事業の担当業務まで課せられたこと等により、平成〇年〇月〇日頃「うつ病エピソード」を発病するに至ったという。

被災者は、同年〇月〇日、本件店舗において縊頸を図っているところを発見され、死亡が確認された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は平成〇年〇月上旬頃に I C D—1 0 診断ガイドラインの『F 3 2 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病した」と述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取り扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

### (3) 特別な出来事について

被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人らは、①本件店舗の休日に、被災者はD社長とともにEへ同行したが、これは業務命令であったこと、②平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの27日間の連続勤務については、1か月以上にわたって連続勤務を行ったに準じて評価すべきであり、その心理的負荷の総合評価は「強」であること、③連続勤務期間後に恒常的長時間労働が認められることから、連続勤務に係る心理的負荷の総合評価は「強」である旨主張する。

ア Eへの同行について

(ア) 監督署長は、調査復命書において、被災者がD社長のE出張に同行したことについては、業務を目的にしたという客観的な事実を認めることはできないことから、労働時間として判断できないとしている。

しかしながら、D社長は、平成〇年ぐらいから、Eで土の販売業務（以下「F事業」という。）を行っており、Eへは仕事の段取りを決めるため、すなわち、業務目的で出張した旨を明確に述べている。

また、D社長は、被災者を上記出張に同行させたのは、今後取り組むこととなるF事業を学んで欲しかったためである旨述べており、本件の一件記録からも、被災者が現実にD社長に同行し、運転業務や打ち合わせに立ち会っていることが認められる。

したがって、当審査会としては、被災者がD社長のE出張に同行したことは、D社長からの業務命令によるものであったと判断する。

(イ) Eへの出張における労働時間について

始業時刻について、請求人は、被災者がEへ行くときは朝7時頃には家を出た旨述べているが、被災者の携帯電話に保存されていた平成〇年〇月〇日のD社長とのメールによれば、同日のEへの出張について、被災者とD社長はB市〇に10時に待ち合わせしていることが認められる。

したがって、当審査会としては、被災者はEへの出張日において、少なくとも午前10時には始業していたものと判断する。

他方、終業時刻については、同年〇月〇日、被災者とD社長はメールにて「明日、Eに行く予定ですが、朝から夜まで雨の様子です。」とのやり取りをしていることから、Eでの業務が朝から始まり夜までかかったものと推認される。また、請求人は、被災者がEへ行く日、帰宅時間は遅いとき

で午後10時であったが、だいたい午後7時に帰宅していた旨述べている。

そうすると、被災者の帰宅時間は午後7時とみて、EからB市〇で同社長と解散し、その後、帰宅する際の車での移動時間（帰路）を移動距離からして約30分と見込み、帰宅時刻から逆算すると、終業時刻は午後6時30分とみるのが相当である。

被災者のEへの出張に係る休憩時間については、同僚のGが昼食休憩はあった旨述べていることと、一般的な昼休みの休憩時間の取得状況を併せ鑑み、被災者は、昼食のために休憩時間を1時間取っていたものとみなすこととする。

以上より、被災者がEに出張した際の各勤務日の労働時間は、始業時刻を午前10時、終業時刻を午後6時30分、休憩時間を1時間として、7時間30分とみることができ、当審査会としては、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの各月において、この時間を休日労働として加算することが相当であると判断する。

#### イ 連続勤務について

##### (ア) 本件店舗における勤務状況について

D社長は、被災者に店長として本件店舗の業務運営を一任していた旨述べている。また、本件店舗の日報及び仕入れ先における金券購入時の領収書から、被災者が毎週日曜日を除く週6日間の勤務をしていたこと、勤務日の開店前に仕入れ先で金券等を購入していたことが認められる。

##### (イ) 平成〇年〇月における勤務状況について

本件の一件記録を精査したところ、平成〇年〇月における被災者の休日は同月〇日（日）のみであり、D社長が、被災者は同年〇月から平成〇年〇月までの期間において、少なくとも毎月〇回、日曜日にEへ出張していた旨述べていることから、当審査会としては、平成〇年〇月〇日（日）に、被災者はEに出張していたとみるのが相当であると判断する。

そうすると、被災者は、同年〇月〇日（月）から同年平成〇年〇月〇日（金）までの1か月以上の期間（33日間）、休日なく連続勤務をしていたことが認められ、これは認定基準別表1「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するものと判断する。

そして、上記（ア）のとおり、被災者が本件店舗の店長であり、かつ1名で営業していたという勤務実態からして、手待ち時間が長く労働密度が低いとは認められないことから、認定基準別表1の「強」となる例の「1か月以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、被災者の心理的負荷の強度の総合評価は「強」と判断する。

(5) このほか、請求人らは、被災者が本件疾病の発病に至るまでの出来事として、「ノルマが達成できなかったこと」、「新規事業の担当者になった、会社の立て直しの担当になったこと」、「恒常的長時間労働が認められること」等の主張をしているが、これらの主張を検討するまでもなく、上記（4）のとおり、評価期間中の業務による心理的負荷の全体評価は「強」であることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると判断する。

(6) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、特に評価すべき要因は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務上の事由によるものであると認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑止力が阻害されている状態に陥ったことによるものと推認されるところであり、被災者の死亡も、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。